

新入学児童入学説明会を開催します

4月に小学校へ入学する児童（平成20年4月2日〜平成21年4月1日生まれ）の保護者を対象に、次のとおり入学説明会を実施します。

案内通知を送付します

対象児童のいるご家庭には、1月中旬に「入学通知書」及

び「入学説明会のご案内」を郵送しますので詳細をご確認ください。
※通知が届かない場合は左記へお問い合わせください。
★学校教育課 ☎1149



◆新入学児童入学説明会日程◆

学校名	実施日	受付時間
本庄東小学校	2月5日(木)	午後1時50分～2時10分
本庄西小学校	1月30日(金)	午後1時～1時15分
藤田小学校	2月6日(金)	午後1時～1時25分
仁手小学校	2月5日(木)	午後1時30分～1時45分
旭小学校	2月6日(金)	午後1時30分～2時
北泉小学校	2月6日(金)	午後1時30分～1時40分
本庄南小学校	2月4日(水)	午後1時30分～1時45分
中央小学校	2月6日(金)	午後1時20分～1時45分
児玉小学校	2月6日(金)	午後1時～1時20分
金屋小学校	1月30日(金)	午後2時～2時15分
秋平小学校	2月6日(金)	午後1時30分～1時45分
共和小学校	1月27日(火)	午後1時30分～1時55分

高齢者等とその家族の暮らしを支える制度をお知らせします

事業名	対象者の要件	事業内容	本人負担
緊急通報システム事業	おおむね65歳以上の一人暮らしで、身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する人	緊急通報システムを設置	あり
徘徊高齢者探知事業	おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者及びその家族等	携帯用端末を貸与	あり
要介護者紙おむつ支給事業	介護保険で要介護4又は5に認定されている40歳以上で、失禁の状態にある在宅生活の人	毎月自宅へ紙おむつ等を配送	なし
要介護高齢者介護手当支給事業	介護保険で要介護4又は5に認定されている60歳以上の高齢者を同居して常時介護している人	月額8,000円を支給（入院・ショートステイ等を16日以上利用した月は支給対象外）	なし
家族介護慰労金支給事業	①～③全てに該当する高齢者を同居して常時介護している市民税非課税世帯の家族 ①要介護4又は5に認定されてから1年以上経過 ②過去1年間に介護保険サービスを利用していない ③過去1年間に、1か月以上継続して入院していない	1世帯に年額10万円を支給	なし

*詳しくは、介護いきがい課 ☎1127へ

埼玉県市町村職員採用情報フォーラム2015を開催

埼玉県内市町村職員の仕事の内容や魅力を伝えるフォーラムを開催します。

公務員を目指している人はもちろん、関心のある人など、みなさんの参加をお待ちしています。

日時 2月10日(火) 午後1時～3時30分

※開場は午後0時30分です。

会場 埼玉会館大ホール（JR浦和駅下車徒歩6分）

内容 基調講演、大学生と市町村職員によるディスカッション、職員への質問コーナー

定員 1,300人（先着順）

参加費 無料

※事前の申し込みは不要です。

詳しくは、ホームページ「S A I T A M A W O R K S

N a v i http://www.hito

zukuri.or.jp/navi/event-s-

forum.php)をご覧ください。

★彩の国さいたまづくり

域連合市町村職員担当 ☎

48-664-6681

保育料滞納者への児童手当を

保育料へ充当します

市では、保育料の滞納対策として、児童手当支払い分を保育料へ充当する特別徴収を行っています。

なお、すでに退所している児童の保育料を児童手当から直接徴収することや、滞納のない他の兄弟姉妹の児童手当を滞納のある児童の保育料に充当することはありません。

※特別徴収とは、児童手当受給者の承諾を必要とせず、納付期限を迎えていない保育料へ児童手当の支給を充当できる制度です。

対象 次の①～③全てに該当する人

- ①市が支払う児童手当を受給している人
- ②特別徴収決定日までの過去1年間の保育料を3か月以上滞納している人
- ③督促状・催告書等を送付しても納付又は納付の相談がない人又は納付相談後、分納誓約をしていても納付計画どおりに納付がない人

条件 対象者に納付通知を送付後、納付期限までに納付

又は納付相談がない場合に特別徴収決定を行います。

※充当対象保育料よりも徴収対象児童手当分が多い場合には、差額分を指定の口座に振り込みます。また、充当対象保育料の方が多い場合には、差額分の保育料の納付書を送付します。

《特別徴収表》

児童手当支払月	徴収対象児童手当	充当対象保育料
平成27年 2月	平成26年10月～平成27年1月分	平成27年 2月分
平成27年 6月	平成27年2月～5月分	平成27年 6月分
平成27年10月	平成27年6月～9月分	平成27年10月分


★子育て支援課 ☎11288

子育て家庭を支援する制度

(特別) 児童扶養手当・児童手当をご存じですか？

★子育て支援課 ☎1130 市民福祉課 ☎1333

下表の各手当は、次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度です。申請し、認定されると、**申請した月の翌月分からが支給の対象**となります。また、各手当は重複して受給することもできます。該当する人は早めの手続きをお願いします。

	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童手当
内容	精神又は身体に一定の障害がある子どもを育てている人に手当を支給する制度	父又は母と生計を同じくしない子どもを育てている人等に手当を支給する制度	児童の家庭等における生活の安定及び健全育成のために、児童を育てている人に手当を支給する制度
手当を受け取ることができる人	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人 ※子どもが障害による公的年金を受け取ることができる場合、又は施設などに入所している場合は受けられません ※ただし、一定以上の所得があるときは受けられません	離婚・未婚・死別などの理由により、父又は母と生計を同じくしない子どもを育てている人や父又は母に一定の障害がある子どもを育てている人 ※子どもが施設などに入所している場合は受けられません	中学校修了前（15歳になる日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人で、家計を支えている人 ※請求者は、保護者のうち、より児童の生計を維持する程度の高い人（所得が高い人）です ※公務員の人は職場で申請となります
月額	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害の子ども1人につき 月額49,900円 ・中度障害の子ども1人につき 月額33,230円 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 月額41,020円 ・子ども2人の場合 5,000円加算 ・3人以上の場合 1人につき3,000円加算 ※所得に応じた支給停止措置（減額）があります	<所得制限限度額未満の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の児童1人につき 月額15,000円 ・3歳以上小学校修了前 <ul style="list-style-type: none"> …第1・2子1人につき 月額10,000円 …第3子以降1人につき 月額15,000円 ・中学生1人につき 月額10,000円 ※第〇子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です <所得制限限度額以上の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・一律 月額5,000円